

令和6年度千葉県フードバンク活動支援事業補助金公募要領

第1 総則

令和6年度に実施する千葉県フードバンク活動支援事業に係る公募については、この要領に定めるものとする。

第2 趣旨

知事は、食料支援を必要とする生活困窮者に円滑に物資が行き届くよう、フードバンク（主として、食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、生活困窮者、こども食堂、福祉施設等に未利用食品を無償で提供するための活動を行う団体をいう。団体の名称（フードバンク、こども宅食、フードパントリー等）は問わない。以下同じ。）のネットワーク構築を支援する。

第3 事業内容

事業内容は、別記に掲げる事業内容のとおりとする。

第4 応募団体の要件

本事業に応募することができる団体は、別記に掲げる補助事業者に該当する者であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 千葉県内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第5 補助対象経費の範囲

本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別記に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うこととする。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出することとなるが、実際に交付される補助金の額は、申請書類等の審査の結果に基づき決定されることとなるため、必ずしも所要額とは一致しないことに留意すること。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、別紙「千葉県フードバンク活動支援事業補助金に係る人件費の算定について」に基づき、算定すること。

なお、所要額については、千円単位で計上すること。

第6 申請できない経費

次の経費は、本事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 千葉県の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

補助金の額は、別記に掲げる補助上限額以下であり、事業の実施に必要なとなる経費を別記に掲げる補助率で助成する。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

第8 補助対象となる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 事業に係る課題提案書（別紙様式1）

提案の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付すること。

- ① 応募者に関する事項（別紙様式2）
- ② 取組内容に関する事項（別紙様式3）
- ③ 所要額調書、経費内訳書（別紙様式4-1、4-2）

(2) 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）

- ① 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び前年度の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び前年度の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ③ 応募者が法人格を有しない団体である場合にあつては、当該団体の概要（別紙様式5）

ただし、①又は②に掲げる資料がない場合には、これらに準ずる資料を提出すること。

(3) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式6）

2 課題提案書等の提出期限及び提出先

課題提案書等の提出期限及び提出先については、公示のとおり。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成すること。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができない。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象とならない。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とする。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として「ちば電子申請サービス」により提出することとし、やむを得ない場合には、事前に下記(9)に記載の問合せ先へ連絡し承諾を得た場合に限り、郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は持参による提出を可とする。
- (7) 提出後の課題提案書等については、返却しない。

(8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しない。

(9) 本事業に関する問合せ先及び事業担当課は、次のとおり。なお、問合せの受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

千葉県健康福祉部健康福祉指導課自立支援班

電話番号：043-223-2309（直通）

メールアドレス：jiritsushien@mz.pref.chiba.lg.jp

第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理等を行った後、審査の基準等に基づき審査を行い、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとする。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施する。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問い合わせをする。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外する。

(2) 事前整理

事業担当課等において、提出された申請書類について事前整理を行う。

(3) 書面審査

事前整理を踏まえ、事業担当課等において書面審査を実施し、予算の範囲内において、前事業年度におけるフードバンク活動実績の数量（食品関連事業者その他の者から受け入れた未利用食品の総重量及び生活困窮者等へ無償で提供した未利用食品の総重量）の大きい者から順に、補助金交付候補者を選定する。

2 審査の観点

審査は、補助事業者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果等を勘案して総合的に行う。

3 審査の基準

(1) 補助事業者の適格性については、次の項目について審査するものとする。

① 実施体制の適格性

- ② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等
- (2) 事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとする。
 - ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
 - ② 実施方法の効率性
 - ③ 経費配分の適正性
- (3) 事業の効果については、次の項目について審査するものとする。
 - ① 期待される成果
 - ② 波及効果

4 審査結果の通知

知事は、審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知する。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨を通知するものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることに留意すること。

補助金交付候補者については、千葉県ホームページで公表する。

なお、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関する問い合わせには一切応じない。

第 11 交付決定に必要な手続等

補助事業者は、県の指示に従い速やかに、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を事業担当課に提出すること。交付申請書を事業担当課が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出する。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正を求めることがあることに留意すること。

第 12 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

補助事業者は、事業実施計画を作成し、交付要綱第 5 条第 1 項の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更（交付要綱第 11 条の軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止の承認申請に当たり、交付要綱第 10 条の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。

2 事業実施状況の報告

知事は、必要に応じ、事業実施年度の途中において、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

3 事業実施結果の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに、事業実施結果に係る報告書を1の事業実施計画に準じて作成し、実績報告書に添付するものとする。

4 指導

- (1) 知事は、2の事業実施状況の報告及び3の事業実施結果に係る報告書について、その内容を確認し、事業の成果目標に対して達成が困難と認める場合等には、補助事業者に対し必要な指導等を行うものとする。
- (2) 知事は、(1)のほか、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導等を行うことができるものとする。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（国又は千葉県の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されない段階）で本事業に応募することは差支えないが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の結果若しくは補助金の交付決定から取り消されることがあることに留意すること。

第14 補助事業者の責務等

補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守すること。

1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなる。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、千葉県補助金等交付規則（昭和32年9月20日規則第53号）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 補助事業者は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、補助事業者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正

な執行に努めること。

3 収益状況の報告及び収益納付

補助事業者は、事業の実施により収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告すること。また、相当の収益を得たと認められるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあることに留意すること。

第15 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定める。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （1） 補助事業者自身
- （2） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （3） 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

- （1） 補助事業者の自社調達の場合
原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
- （2） 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- （3） 補助事業者の関係会社からの調達の場合
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費

との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明すること。また、その根拠となる資料を提出すること。

第16 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりとする。公示は、千葉県ホームページ（URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/foodbank/hojo2024.html>）に掲載する。

別記 1

中核的フードバンク活動支援事業

1 趣旨

千葉県内のフードバンク団体の物流の効率化や育成を図るため、県全域で一括して食品の寄附を受け入れて個々のフードバンクへ配分する団体を「中核的フードバンク」と位置づけ、同団体が行う広域的な食品の受入れ・提供やフードバンク団体間のネットワーク構築、運営基盤の強化等の取組に対し支援する。

2 補助事業者

補助事業者は、以下に掲げる（１）から（４）までの全ての要件を満たし、かつ、（５）又は（６）の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会から、公募により選定された団体（１団体）とする。

（１）活動範囲

千葉県内の複数の圏域(※)において、生活困窮者、こども食堂、こども宅食、福祉施設等（以下「生活困窮者等」という。）に食品を提供していること。

（２）活動実績

事業実施の前年度における、食品取扱量が 30 トン以上であること。

（３）食品取扱

令和 5 年 4 月 1 日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。

（４）提供拡大計画

生活困窮者等への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。

（５）食品廃棄物等多量発生事業者からの受入れ計画

食品廃棄物等多量発生事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 9 条第 1 項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。以下同じ。）から未利用食品の寄附を直接受けて、生活困窮者等に食品を提供する計画を有すること。

（６）複数市町村の生活困窮者等への食品提供計画

複数の市町村の生活困窮者等に食品を提供する計画を有すること。

※本事業における圏域の区分は以下のとおりとする。

圏域名	該当市町村
千葉圏域	千葉市
船橋圏域	船橋市
柏圏域	柏市
習志野圏域	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川圏域	市川市、浦安市
松戸圏域	松戸市、流山市、我孫子市
野田圏域	野田市
印旛圏域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、 印旛郡（栄町、酒々井町）
香取圏域	香取市、香取郡（神崎町、多古町、東庄町）
海匠圏域	銚子市、旭市、匝瑳市
山武圏域	東金市、山武市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、 横芝光町）
長生圏域	茂原市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、 長南町）
夷隅圏域	勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）
安房圏域	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町）
君津圏域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原圏域	市原市

3 事業内容及び補助率

補助事業者は、未利用食品の受入れ・提供を拡大するための事業を行うものとし、大規模かつ先進的取組として、以下の事業を行う。

なお、下記（１）から（３）までは全ての事業を行うものとし、また、これに付随して、（４）から（６）までのいずれか又は複数の事業を行うことができる。

事業内容	補助率
（１）未利用食品の寄附の受入れ	8/10
（２）複数の市区町村の生活困窮者等への食品の提供	
（３）（１）又は（２）に向けた関係者との情報交換会の開催等	
（４）千葉県内の他のフードバンクの立上げ又は運営に係る助言等	

事業内容	補助率
(5) 別記2「地域拠点フードバンク活動支援事業」による補助を受ける団体（以下「地域拠点フードバンク」という。）が行う、生活困窮者等を支援機関へつなぐ取組の実施に係る助言又は物資の提供・貸出等	1/2
(6) 食品等寄附団体の開拓	

4 補助対象経費

(ア) 活動経費

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、食品の受入れ・提供の拡大に伴い発生する事故に対する保険（食中毒事故に対する補償を含むものに限る。）に係る保険料、役務費、委託費

(イ) 食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器の賃借料

①運搬用車両の賃借料（燃料代を除く。）

②一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料

③入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料

(ウ) 食品の輸配送費

①他者に依頼して輸配送する場合の経費

②補助事業者自ら輸配送する場合の経費（燃料代：輸配送の距離1キロメートル当たり16円以内）

※ 人件費を計上する場合には、別紙「千葉県フードバンク活動支援事業補助金に係る人件費の算定について」に基づき、算定すること。

5 補助上限額

14,000千円

なお、同一の経費に対し、国や民間団体等の他の助成事業や支援が充てられている場合、その額を除いた額を、本事業による補助額とする。

別記 2

地域拠点フードバンク活動支援事業

1 趣旨

中核的フードバンクに集約された食品在庫を各地域へ配分し、生活困窮者等に係る支援機関や支援団体が身近な地域で食品を受け取れる仕組みを構築することにより、県全域におけるフードバンク活動の円滑化を図るため、各圏域の拠点となるフードバンクを「地域拠点フードバンク」と位置づけ、その設置・運営を支援する。

2 補助事業者

補助事業者は、以下に掲げる（１）及び（２）の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会から、公募により選定された団体（８団体）とする。

（１）活動範囲

補助事業者の活動拠点が所在する圏域（※）内の複数市町村において、生活困窮者、こども食堂、こども宅食、福祉施設等（以下「生活困窮者等」という。）に食品を提供していること。

なお、単一の市により構成される圏域（千葉圏域、船橋圏域、柏圏域、野田圏域、市原圏域）については、上記「圏域内の複数市町村」との記載は、「圏域内」に読み替えるものとする。

（２）活動実績

事業実施の前年度における、食品取扱量が１トン以上であること。

※本事業における圏域の区分は以下のとおりとする。

圏域名	該当市町村
千葉圏域	千葉市
船橋圏域	船橋市
柏圏域	柏市
習志野圏域	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川圏域	市川市、浦安市
松戸圏域	松戸市、流山市、我孫子市
野田圏域	野田市
印旛圏域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡（栄町、酒々井町）

圏域名	該当市町村
香取圏域	香取市、香取郡（神崎町、多古町、東庄町）
海匠圏域	銚子市、旭市、匝瑳市
山武圏域	東金市、山武市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町）
長生圏域	茂原市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）
夷隅圏域	勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）
安房圏域	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町）
君津圏域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原圏域	市原市

3 事業内容及び補助率

補助事業者は、次の（１）の事業を行うものとする。

また、これに付随して、（２）の事業を行うことができる。

事業内容	補助率
（１） 別記１による「中核的フードバンク活動支援事業」による補助を受ける団体（以下「中核的フードバンク」という。）から未利用食品を受けて行う、圏域内の生活困窮者等への食品の提供	8/10
（２） 圏域内の生活困窮者等を支援機関へつなぐための以下の取組 ・圏域内の支援機関等が生活困窮者等に提供するために備え置く食品の配付 ・圏域内の支援機関等と共同で実施する食品配付会又は炊き出し	1/2

4 補助対象経費

（ア） 活動経費

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、食品の受入れ・提供の拡大に伴い発生する事故に対する保険（食中毒事故に対する補償を含むものに限る。）に係る保険料、役務費、委託費

（イ） 食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器の賃借料

①運搬用車両の賃借料（燃料代を除く。）

②一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料

③入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の
賃借料

(ウ) 食品の輸配送費

①他者に依頼して中核的フードバンクから地域拠点フードバンクへ輸配送する
場合の経費

②補助事業者自ら中核的フードバンクから地域拠点フードバンクへ輸配送する
場合の経費（燃料代：輸配送の距離1キロメートル当たり16円以内）

※ 人件費を計上する場合には、別紙「千葉県フードバンク活動支援事業補助金
に係る人件費の算定について」に基づき、算定すること。

5 補助上限額

1団体当たり1,500千円

なお、同一の経費に対し、国や民間団体等の他の助成事業や支援が充てられている
場合、その額を除いた額を、本事業による補助額とする。